第二表

改正後

目次
第一章　［略］
［第一節・第二節　略］
第三節　［略］
第一款　［略］
第一目　管区行政評価局（第二百二十四条―第二百四十八条）
第二目　四国行政評価支局（第二百四十九条―第二百六十条）
第三目　行政評価事務所（第二百六十一条―第二百六十五条）
［第二款～第四款　略］
［第二章～第四章　略］
附則
（行政相談企画官）
第十九条　行政相談企画課に、行政相談企画官一人を置く。
［削る］
［削る］
2　行政相談企画官は、命を受けて、行政相談企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。
（地域総括評価官）
第二百二十四条　管区行政評価局に、地域総括評価官六人（関東管区行政評価局にあっては七人、中部管区行政評価局及び中国四国管区行政評価局にあっては五人、北海道管区行政評価局にあっては四人）を置く。
2　地域総括評価官は、命を受けて、管区行政評価局の所掌事務のうち重要事項に関するものを行う。
（総務行政相談部の所掌事務）
第二百二十五条　総務行政相談部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　管区行政評価局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
二　管区行政評価局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四　公文書類の審査に関すること。
五　管区行政評価局の機構及び定員に関すること。
六　管区行政評価局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
七　管区行政評価局所属の国有財産及び物品の管理に関すること。
八　管区行政評価局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
九　広報に関すること。
十　管区行政評価局の保有する情報の公開に関すること。
十一　管区行政評価局の保有する個人情報の保護に関すること。
十二　管区行政評価局の行政の考査に関すること。
十三　管区行政評価局の情報システムの整備及び管理に関すること。
十四　管区行政評価局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

改正前

目次
第一章　［同上］
［第一節・第二節　同上］
第三節　［同上］
第一款　［同上］
第一目　管区行政評価局（第二百二十四条―第二百五十条）
第二目　四国行政評価支局（第二百五十一条―第二百五十八条）
第三目　行政評価事務所（第二百五十九条―第二百六十五条）
［第二款～第四款　同上］
［第二章～第四章　同上］
附則
（行政相談業務室及び行政相談企画官）
第十九条　行政相談課に、行政相談業務室及び行政相談企画官一人を置く。
2　行政相談業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　各行政機関の業務、第十八条第二項第一号ハに規定する業務及び同号ニに規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんを行うこと。
二　行政相談委員の意見に関すること。
3　行政相談業務室に、室長を置く。
4　行政相談企画官は、命を受けて、行政相談課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。
（総務管理官）
第二百二十四条　東北管区行政評価局、中部管区行政評価局、中国四国管区行政評価局及び九州管区行政評価局に、それぞれ総務管理官一人を置く。
2　総務管理官は、命を受けて、管区行政評価局の所掌事務（第一部及び第二部の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に関するものを行う。
（管区行政評価局に置く課等）
第二百二十五条　管区行政評価局に、総務部、行政相談部、第一部及び第二部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。
総務課（関東管区行政評価局及び近畿管区行政評価局を除く。）
行政相談課（北海道管区行政評価局、関東管区行政評価局及び近畿管区行政評価局を除く。）
2　前項に掲げる課のほか、東北管区行政評価局、中部管区行政評価局、中国四国管区行政評価局及び九州管区行政評価局にそれぞれ首席行政相談官一人を、北海道管区行政評価局に評価監視官六人を置く。
（総務課の所掌事務）
第二百二十六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　管区行政評価局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
二　管区行政評価局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四　公文書類の審査及び進達に関すること。
五　管区行政評価局の機構及び定員に関すること。
六　管区行政評価局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
七　管区行政評価局所属の国有財産及び物品の管理に関すること。